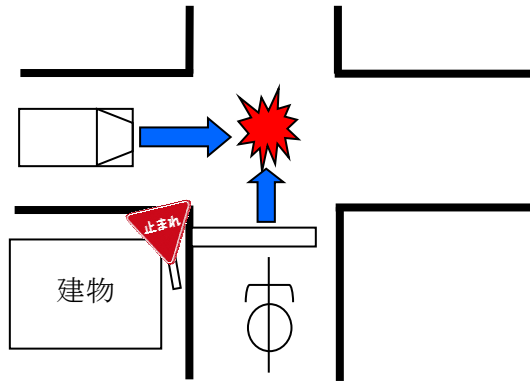


## 自転車利用の小学生が死亡する交通事故が発生！！



### 事故発生状況

日時：令和元年12月16日（月）

午後3時40分頃

場所：浜松市中区住吉（市道）

状況：十字路交差点で普通貨物自動車と  
自転車が出会い頭に衝突したもの。

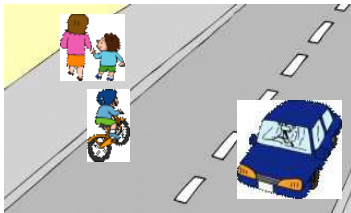
※ 小学生男児（8歳）が死亡

### 「自転車安全利用五則」を守ろう！



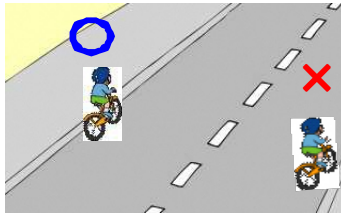
#### 1 自転車は 車道が原則、歩道は例外

道路交通法上、自転車は軽車両と位置付けられています。歩道と車道の区別があるところは車道通行が原則です。



#### 2 車道は左側を通行

自転車は、車道の左側を通行しなければなりません。



#### 3 歩道は歩行者優先で、 車道寄りを徐行

歩道を通行する場合は、車道寄りをすぐに停止できる速度で通行し、歩行者の通行の妨げとなる場合は、歩行者に道を譲らなければなりません。

※ 自転車が歩道を通行できる場合  
自転車に乗って通行できることを示す標識がある場合など。



#### 4 交通ルールを守る

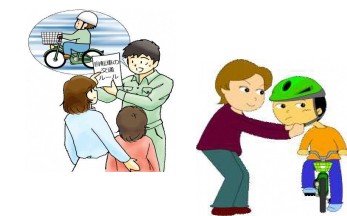
- 交差点での一時停止と安全確認
- 信号を守る
- 2人乗りは禁止

- 夜間はライトを点灯
- 並進は禁止
- 飲酒運転は禁止



#### 5 子どもは、 ヘルメットを着用

保護者は、児童・幼児を自転車に乗車させる際、乗車用ヘルメットを着用させるように努めなければなりません。



- 年末になり県内では、死亡事故が多発しています。
- 自転車利用時には、一時停止、安全確認などの交通ルールを正しく実践し、交通事故防止に努めましょう。
- 万一の事故に備えて、ヘルメットを着用しましょう。